



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第77号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（廃棄物対策課） 2

公布された条例等のあらまし

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第39号）

1 規則の概要

- (1) 一般廃棄物処理施設定期検査申請書を定めることとした。（第2条・様式第2号の2関係）
- (2) 一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請書を定めることとした。（第2条・様式第7号の2関係）
- (3) 一般廃棄物の熱回収施設休廃止等届出書を定めることとした。（第2条・様式第7号の3関係）
- (4) 一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書を定めることとした。（第3条・様式第14号の2関係）
- (5) 一般廃棄物の熱回収施設設置者認定証を定めることとした。（第3条・様式第15号の2関係）
- (6) 一般廃棄物の熱回収施設に係る熱回収報告書を定めることとした。（第11条・様式第33号の2関係）
- (7) 産業廃棄物の保管に係る届出書の提出先及び提出部数を定めることとした。（別表関係）
- (8) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第39号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、同号を同条第17号とし、同条第13号中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第7号を第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書 一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請書（様式第7号の2）

(10) 省令第5条の5の10第1項に規定する届出書 一般廃棄物の熱回収施設休廃止等届出書（様式第7号の3）

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 省令第4条の4の2に規定する申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第2号の2）

第3条第2項中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同条第9項中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同条第4項中「同条第8項」を「同条第9項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に、「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 知事は、法第9条の2の4第1項の規定による認定をしたときは、一般廃棄物の熱回収施設設置者認定証（様式第15号の2）を交付するものとする。

第3条に次の1項を加える。

3 知事は、法第8条の2の2第1項の規定による検査を行ったときは、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（様式第14号の2）を交付するものとする。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第9条の2から第9条の5までを削る。

第9条の6第1号中「第10条の10の2」を「第10条の10の3」に改め、同条を第9条の2とする。

第11条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第9条の2の4第1項の認定を受けた一般廃棄物の熱回収施設 一般廃棄物の熱回収施設に係る熱回収報告書
(様式第33号の2)

第17条第1項中「許可、認可」を「許可、認定、認可」に、「許可証、認可証」を「許可証、認定証、認可証」に改め、同項第1号中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者
別表中

「

省令第8条の27、第8条の29及び第8条の38に規定する管理票交付者等の報告書	当該申請等に係る事務所若しくは事業場（事務所又は事業場が2以上ある場合にあつては、主たる事務所又は事業場）又は施設の設置場所若しくは所在地（以下「申請等に係る事務所等」という。）を所管する保健所長（申請等に係る事務所等が島根県外のみにある場合にあつては、知事）	1部	を
省令第9条の2第1項、第10条の4第1項、第10条の9第1項、第10条の10第2項、第10条の12第1項、第10条の16第1項、第10条の22第1項及び第10条の23第2項に規定する申請書等			
第9条の2第1項に規定する優良性の評価制度に係る申請書			
第9条の6第1号に規定する欠格要件に係る届出書			

を

「

省令第8条の2の4、第8条の2の5、第8条の2の6、第8条の2の7及び第8条の13の5並びに第8条の13の6において読み替えて準用する省令第8条の2の5、第8条の2の6及び第8条の2の7に規定する保管の場所に係る届出書	当該届出に係る保管の場所の所在地を所管する保健所長	1部	に、
省令第8条の27、第8条の29及び第8条の38に規定する管理票交付者等の報告書			
省令第9条の2第1項、第10条の4第1項、第10条の9第1項、第10条の10第2項、第10条の12第1項、第10条の16第1項、第10条の22第1項及び第10条の23第2項に規定する申請書等			
第9条の2第1号に規定する欠格要件に係る届出書			

に、

」

法第12条第 7 項及び第 8 項並びに第12条の 2 第 8 項及び第 9 項に規定する多量排出事 業者の計画書等	を	法第12条第 9 項及び第10項並びに第12条の 2 第10項及び第11項に規定する多量排出事 業者の計画書等	に改める。
--	---	---	-------

様式第 1 号中「法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員」を「役員」に改め、同様式注 5 及び 7 中「すべて」を「全
て」に改め、同様式注中 8 を 9 とし、7 の次に次のように加える。

- 8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談
役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに
準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 2 条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務連絡欄	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第3号中「市町村又は法人」を「法人」に改める。

様式第4号中「法第7条第5項第4号りに規定する役員」を「役員」に改め、同様式注4及び6中「すべて」を「全て」に改め、同様式注中7を8とし、6の次に次のように加える。

- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第5号中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同様式注2及び3中「すべて」を「全て」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改める。

様式第7号の次に次の2様式を加える。

様式第7号の2 (第2条関係)

(表面)

一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

島根県知事

様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※ 認 定 の 年 月 日		年 月 日
※ 認 定 番 号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱 回 収 の 方 法	
	熱 回 収 率	%
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
※ 事 務 処 理 欄		

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 7 2部を提出すること。

※手数料欄

様式第7号の3 (第2条関係)

一般廃棄物の熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物の熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由	
	年 月 日	
廃止、休止又は再開したとき	理 由	(廃止・休止・再開の別)
	年 月 日	
熱回収に必要な設備を変更したとき	△ 変 更 の 内 容	
	理 由	
	年 月 日	
※ 事 務 連 絡 欄		

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第9号中「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に、

「

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	
-----------------------	--

を

」

「

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	

に改め、同様

」

式注4中「すべて」を「全て」に改める。

様式第10号中「法第7条第5項第4号りに規定する役員」を「役員」に改め、同様式注2中「すべて」を「全て」に改め、同様式注中3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第11号中「法第7条第5項第4号りに規定する役員」を「役員」に改め、同様式注3中「すべて」を「全て」に改め、同様式注中4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 ⑨及び⑫の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第12号の2中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同様式注4中「すべて」を「全て」に改める。

様式第12号の3中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、同様式注2中「すべて」を「全て」に改め、同様式注4中「規則第12条の7の7第3項」を「省令第12条の7の17第3項」に、同様式注5中「規則第12条第4項」を「省令第12条の7の17第4項」に改める。

様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第14号の2 (第3条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

島根県知事



一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務連絡欄	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第15号中「第15条の2の5」を「第15条の2の6」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第15号の2 (第3条関係)

一般廃棄物の熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

島根県知事



認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱 回 収 施 設 の 設 置 の 場 所	
熱 回 収 の 方 法	
熱 回 収 に 必 要 な 設 備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

様式第16号中「第9条の3第8項」を「第9条の3第9項」に改める。

様式第19号の2中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に、「第12条の7の7第4項」を「第12条の7の17第4項」に、「規則第12条の7の7第5項」を「省令第12条の7の17第5項」に改める。

様式第25号の2を次のように改める。

様式第25号の2 削除

様式第25号の3を次のように改める。

様式第25号の3 削除

様式第25号の4中「(第9条の6関係)」を「(第9条の2関係)」に改め、同様式備考2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第25号の5中「(第9条の6関係)」を「(第9条の2関係)」に、「第15条の2の5」を「第15条の2の6」に改め、同様式備考2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第33号の次に次の1様式を加える。

様式第33号の2 (第11条関係)

一般廃棄物の熱回収施設に係る熱回収報告書

年 月 日

島根県知事 様

報告者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認 定 の 年 月 日	年 月 日 第 号
及 び 認 定 番 号	
年 4 月 1 日 から 年 3 月 31 日 までの年間の熱回収率	%

注 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

様式第38号中「第13条第2項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。